

NEWS
まちな
お知らせ



し尿の汲み取り
依頼は余裕をも
って

本町のし尿および単独浄化槽汚泥については、奈井江浄化センターで近隣の12市町と共同処理を行っています。
施設を効率的に運営するため、月形環境センターから奈井江浄化センターへの搬入時間や量は制限されています。
このため、皆さんから依頼があっても、すぐに対応できないことが予想されますので、汲み取りの依頼は、10日程度の余裕をもって、左記の連絡先へご連絡ください。

依頼先 月形環境センター ☎

施設名	電話番号	休業期間
役場	53・2321	12月31日(火)～1月5日(日)
町立病院	53・2241	12月30日(月)午後～1月5日(日)
保健センター	53・3155	12月31日(火)～1月5日(日)
ごみ収集・衛生センター	53・2022	12月31日(火)～1月3日(金)
交流センター	37・2210	12月31日(火)～1月5日(日)
総合体育館	53・3443	12月30日(月)～1月5日(日)
図書館	53・3677	12月30日(月)～1月5日(日)
多目的アリーナ	37・2110	12月31日(火)～1月5日(日)



年末年始の公共施設
休業のお知らせ

年末年始にあたり、町内各公共施設の休業期間は次のとおりとなります。
役場 12月31日(火)から来年1月5日(日)まで休業します。
休業期間中でも、役場に日直者が待機していますので、出生届などは受け付けます。

問合せ先 住民課生活環境係
☎ IP 53・2323

保健センター 役場と同様に休業しますが、緊急の場合は、役場の日直者にご相談ください。担当者から折り返しご連絡します。
町立病院 休業期間中でも救急時には受診することができま
※12月30日(月)午前は内科診療を実施します
交流センター 休業期間中に使用したい場合は、窓口(月形町社会福祉協議会 ☎ IP 53・2928)までお申し込みください

自衛官募集

～可能性にチャレンジ～

【問合せ先】自衛隊札幌地方協力本部岩見沢地域事務所 TEL23・5514
【町の窓口】総務課危機管理係 TEL・IP53・2321

募集種目	受験資格	受付期限
第6回自衛官候補生	18歳以上33歳未満の方 (32歳の方は、採用予定月末日現在、33歳に達していない方)	令和7年1月9日
陸上自衛隊高等工科大学生徒	男子で中卒(見込含)17歳未満の方	令和7年1月16日

12月25日は

納期限

です

町・道民税

国民健康保険税

後期高齢者医療保険料

介護保険料

第4期

第6期

～2024年の納付期限一覧～

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
軽自動車税	5月31日					
固定資産税	5月31日	7月31日	9月30日	12月2日		
町・道民税	7月1日	9月2日	10月31日	12月25日		
国民健康 保 險 税	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	12月25日
後期高齢者 医療保険料	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	12月25日
介護保険料	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	12月25日



上水道料金の口座振替領収書（1年分）について

口座振替を利用し上水道料金を納付している方に「前年（1月～12月分）の口座振替領収書」をお送りしてまいりましたが、経費節減および省資源化の推進のため、令和3年度から廃止させていただいております。

申告などで特別に領収書が必要な方には別途対応いたします。1年分（令和6年1月～12月振替分）の口座振替領収書の発行を希望される方は、お手数ですが12月24日（火）までに月新水道企業団までご連絡ください。

※適格請求書（インボイス）を必要とされる場合は別途「適格請求書等発行依頼書」の提出が必要となります

詳しくは、月新水道企業団ホームページをご参照ください。

問合せ先 月新水道企業団総務会計係 ☎ 53・2365



こころの健康相談

岩見沢保健所では、こころの健康問題を抱える人やその家族などに対して、2カ月に一度、精神科医師によるこころの健康相談を実施しています。

日時 12月19日（木）午後1時～午後3時

実施場所 岩見沢保健所
実施内容 精神科医師との面接相談

申込方法 実施日前日の正午までに、申込先に電話で予約してください

その他 保健師との電話や面接での相談は、随時行っています（平日午前9時～午後5時）

申込・問合せ先 岩見沢保健所健康推進課健康支援係
（岩見沢市8条西5丁目）
☎ 20・0122



公的年金などを受給されている方へ

以下のいずれにも該当する場合には、計算の結果、納税額がある場合でも、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。（公的年金などの全部が源泉徴収の対象となる場合に限りです）

- 公的年金などの収入金額が400万円以下
- 公的年金などに係る雑所得以外の所得金額（下表）が20万円以下

所得の種類	所得の内容	所得金額の計算方法
給与所得	給与・賞与、パート収入など	給与などの収入金額－給与所得控除など
雑所得（公的年金など以外）	個人年金、原稿料など	総収入金額－必要経費
配当所得 ※上場株式などに係る配当所得の申告不要制度を選択した場合は除きます	株式の配当や投資信託の収益分配金など	収入金額－株式などの元本取得に要した負債の利子
一時所得	生命保険の満期返戻金など	（総収入金額－収入を得るために直接要した金額－特別控除額【最高50万円】）× 1/2

■ 上記に該当する場合でも、源泉徴収税額や予定納税額があり、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります

■ スマホやパソコンでご利用いただける国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額などを入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができますので、ぜひご利用ください

■ 確定申告書には、マイナンバーの記載が必要です。マイナンバーを記載した申告書などを提出する際は、毎回マイナンバーカードなどの本人確認書類の提示または写しの添付が必要ですが、スマホやパソコンからe-Taxで申告すれば、本人確認書類の提示または写しの添付は不要です

■ 確定申告書の作成にあたっては、復興特別所得税の記入を忘れずをお願いします

■ 公的年金などに係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは下記まで問合せください

問合せ先 住民課税務係 ☎ 53・2323 Eメール :zeimu@town.tsukigata.hokkaido.jp



▲神保正義専務執行役員

10月23日、株式会社中山組（中山茂代表取締役社長）から企業版ふるさと納税のご寄付をいただいたことに対して、上坂町長より感謝状が手渡されました。

企業版ふるさと納税とは、町外に本社がある企業が寄附を通じて自治体の地方創生の取り組みを応援するものです。いただいた寄附金は、月形町新規就農対策事業に充て大切にに使わせていただきます。



企業版ふるさと納税に感謝
株式会社中山組



▲大石学土木事業部副本部長

10月24日、株式会社中山組（中山茂代表取締役社長）の地域貢献活動に対して、上坂町長より感謝状が手渡されました。

株式会社中山組は、交流センター、野球場、あやめ団地および消防庁舎の駐車場白線ラインの塗装を行い、本町の施設の維持管理に多大な貢献をされました。



地域貢献活動に感謝
株式会社中山組

屋根雪の除雪を助けます～月形町屋根雪除雪助成事業～

除雪事業者に依頼して屋根雪を除雪する場合の助成事業を次のとおり実施します。

対象世帯

月形町内の住宅（平屋の公営住宅を含む）に居住し、屋根雪の除雪が困難な当該年度の町民税所得割非課税の世帯のうち、下記のいずれかに該当する世帯。

- ①世帯全員が70歳以上の世帯
- ②ふれあい見守り推進事業の見守り対象の世帯
- ③障がい者が属する世帯（18歳以上65歳未満の障がい者以外の方が同居している世帯を除く）
- ④ひとり親世帯（ひとり親と18歳未満の子だけの世帯）
- ⑤世帯員の病気やけがなど、一時的に支援が必要と認められる世帯

対象外

- ・二世帯住宅など、同一住宅に別世帯の子が居住する世帯
- ・冬の間不在にしている世帯
- ・町税などに滞納がある世帯



助成の内容

- ・屋根の雪下ろし作業費用の2分の1以内（上限額2

万円）

- ・一世帯につき、ひと冬に2回まで

申請方法

- ・屋根雪除雪を行う前に、下記の申請先に申請してください（申請用紙および町税などの納付状況の確認に係る同意書は保健センターにあります）。作業にかかる見積書の添付が必要ですので、事前に除雪事業者に相談してください
- ・屋根雪除雪を行ったら、事業者料金をお支払いください
- ・除雪内容の明細書と除雪費用の領収書、除雪前と除雪後の現場写真を添付して、屋根雪除雪実績報告書を提出してください。後日、指定の口座に助成金を振り込みます

注意事項

- ・助成は、月形町に届出した事業者が除雪作業をした場合に限られますので、対象事業者を事前に確認してください
- ・屋根雪除雪を実施した後では申請できません。必ず事前に申請してください
- ・町税などの納付状況の確認に日数を要しますので、余裕を持った申請にご協力ください
- ・車庫や物置小屋などは対象外となります

申請・問合せ先

保健福祉課高齢者支援係 ☎ IP 53-3155 Eメール: korei@town.tsukigata.hokkaido.jp

NEWS
催し
月形消防出初式

日時 令和7年1月5日(日)
午後2時～

場所 消防月形支署前、交流センター

※午後1時に消防団員招集の大サイレンを鳴らしますので、火災と間違えのないようお願いします

問合せ先 月形支署 ☎ IP 53・2154

NEWS
催し
令和7年月形町二十歳を祝う会

次のとおり二十歳を祝う会を開催します。町外にお住まいの方でも、希望される方は出席できますので、左記まで問合せください。

日時 令和7年1月11日(土)
午後2時～

場所 交流センター

対象者 平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの方

問合せ先 教育委員会社会教育係 ☎ IP 53・3443

今年度の

除雪体制が決まりました

朝～7:30までに車線を確保

【委託業者】町道および各公共施設～月形事業協同組合

【除雪方法】除雪作業の目安は、**10～15cm以上の降雪があった場合**です。

ただし、降雪が少なくても風雪により交通が確保できない恐れのあるときは作業を行います。

【町雪捨て場】月形町1034 番地先(赤川4)

【国道・道道夜間排雪に伴うダンプの走行ルート】

○往路～町道須部都橋線から町道円山三号線(横山建設工業さん前)を走行

○復路～町道円山二号線(月形高校、役場前)を走行

町の雪捨て場について

町内道路の排雪や町民の皆さんの排雪のための雪捨て場(赤川4)は図のとおりです。また、国道や道の夜間排雪に伴う走行ルートについても図のとおりです。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

雪捨て場の利用について

一般の雪捨て場の利用については、町の除雪が終了後の利用となります。

事業所の雪捨て場の利用については、利用前に一度月形町へご連絡をお願いします。



※雪捨て場内での事故につきましては、一切の責任を負いかねますのでご了承ください

※ 注意事項 ※

- 道路や歩道への雪出しはやめましょう
- 除雪車で道路を除雪した後、各家庭の出入り口には車道の雪の一部が堆積されることがあります。これらの間口の雪処理については、各家庭で行っていただくようご理解とご協力をお願いします
- 除雪車と出会ったら、早めに待避し、近寄らないようにしましょう
- 道路敷地に隣接している破損しやすい物(窓ガラスやシャッターなど)に板などの覆いをするようにしましょう。また、破損する恐れのある物を路上に放置しないようにしましょう
- 路上駐車は、除雪や通行の妨げとなり危険ですのでやめましょう
- 道路敷地付近の構造物などには、赤布を付けるなど明示しましょう
- 通学児童や生徒のいるご家庭は、除雪車に対して十分に注意するよう指導をお願いします

除雪に関する
問合せ先

国道→ 札幌開発建設部札幌道路事務所 ☎0133-23-2074(国道275号)

道道→ 札幌建設管理部岩見沢出張所 ☎26-3011(道道岩見沢月形線、月形厚田線など)

札幌建設管理部当別出張所 ☎0133-23-2220(道道月形幌向線)

町道その他除雪全般→ 農林建設課土木管理係 ☎ IP 53-2322

月形事業協同組合 ☎53-2851(担当:福居建設㈱)

除雪センター ☎ IP 53-2758



農業者年金への加入のおすすめ

農業者年金は、将来に受け取る年金を、自分自身で積み立てる積立方式の年金です。加入できる方

次の①～③の条件を満たせば加入できます。

①国民年金の1号被保険者

②年間60日以上農業に従事している方

③60歳未満の方

※農地を持っていない農業者や配偶者、後継者も加入できます

農業者年金の優れた点

○保険料は、全額社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果があります

○運用益は非課税となります

○毎月の保険料は、2万円から最高6万7000円まで1000円単位で自由に決めることができ、変更も自由です

○一定の要件を満たす農業者は、保険料の助成を受けられます

問合せ先 農業委員会事務局

☎ 53・2324 または月形

町農業協同組合金融課 ☎

53・3422



広報車が更新されました

消防月形支署では平成16年から使用していた広報車の老朽化に伴い、9月18日に最新車両を使用した広報車を新たに配備しました。

今回納車された広報車は、ハイブリッド車で燃費効率が高く、車両走行時の安全性を向上させる機能が多く搭載されております。

今後は新たに配備された車両を活用し、町民の皆さんの安心・安全の確保に努めてまいります。



国民健康保険・後期高齢者医療保険からのお知らせ

～ジェネリック医薬品の利用について～

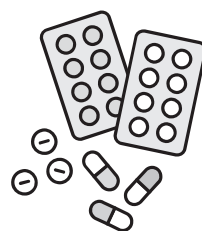
ジェネリック医薬品の利用について

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口で「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。

「希望カード」が必要な方は住民課戸籍保険係までお問い合わせください。

◆ ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品は、厚生労働省が先発医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能・効果が同等と認めた医薬品です。製品によっては大きさ、味、においの改善、保存性の向上など、先発医薬品よりも工夫されたものもあります。



◆ 効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。
※希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう

もしも、ジェネリック医薬品が身体に合わない場合は、これまでに使用していたお薬（先発医薬品など）に戻すこともできます。お薬を受け取った薬局へ相談してください

◆ 価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなる場合があります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

問合せ先

住民課戸籍保険係 ☎ IP 53・2323 Eメール：kokuho@town.tsukigata.hokkaido.jp



学童保育所の一時利用ができます



学童保育所（交流センター内）では、一時的な施設の利用ができますので、ご希望の方は下記までお申し込みください。

利用できる方

保護者のけがや病気、出産、親族の介護などで一時的に家庭での保育が困難な方、日中の就労により、家庭での保育が困難な方
※継続して事業所などにより雇用されている方は、通常保育をご利用ください

利用可能日数

各月**10日間**まで（保護者のけがや病気、出産、親族の介護等の場合）、就労による場合は各月**5日間**まで
※就労による場合でも、夏・冬・春休み期間中は各月10日間まで利用できます
※利用可能日数以上の利用を希望される場合は、通常保育をご利用ください

申込期限

利用希望日の**8日前**まで
※けがや病気などの緊急の場合はご相談ください。長期休業期間の利用の場合、休みに入る**14日前**までにお申し込みください

保育料

日額360円（別途運営費1日100円）

利用可能時間

平日 12:00（下校時）～18:30
土曜日・長期休業期間など 7:30～18:30
（日曜、祝日を除く）

申込・問合せ先

保健福祉課保健係（保健センター内） ☎ **IP53・3155**
Eメール：hoken@town.tsukigata.hokkaido.jp

後期高齢者医療制度のお知らせ ～医療費のお知らせ（医療費通知）について～

「医療費のお知らせ」とは

健康管理の重要性をより強く意識していただくため、対象期間に医療機関などを受診したすべての被保険者の皆さんへ診療日数や医療費などを掲載した「医療費のお知らせ（医療費通知）」を、年2回、ハガキで送付しています。

受診年月	診療を受けた医療機関名称等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担額
令和6年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800			
令和6年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000			
令和6年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	6,900
合計				230,000	23,000		11,490	6,900

「医療費のお知らせ」を活用しましょう

診療日数や医療費などに間違いがないか確認するとともに、医療費の推移や健康状況を把握することで自身の健康管理に努めましょう。

医療費控除の申告について

医療費控除の申告手続で医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

発送予定月・対象診療月

発送予定月	診療月
令和7年1月（上旬）	令和6年1月～9月
令和7年2月（下旬）	令和6年10月～12月

亡くなった方の医療費のお知らせについて

医療費のお知らせは、健康管理の重要性を意識していただくことを目的としていますので、亡くなった方へは送付していません。送付を希望される場合は、住民課戸籍保険係まで問合せください。

問合せ先

住民課戸籍保険係 ☎ **IP53・2323** Eメール：kokuho@town.tsukigata.hokkaido.jp
北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011・290・5601

月形町地域公共交通だより

第3号



◆月形町地域公共交通講演会を開催しました

10月17日に月形町・月形町地域公共交通活性化協議会主催による「月形町地域公共交通講演会」を開催し、町内外から約50名の参加がありました。

講演会は、町内区域内の路線バス利用者が減少していることを踏まえ、町の公共交通の存続の危機を乗り越えるためのヒントを探ることを目的に開催しました。講師には、月形町地域公共交通活性化協議会委員を務めていただいております、北海道大学大学院工学研究院の岸邦宏教授をお招きし、「月形町の公共交通をどうするか～将来も住み続けられるために～」をテーマにご講演をいただきました。



講演では、札沼線代替バスと中央バス月形線の利用者数の推移や目標値を用いながら、各路線バスの利用者数が年々減少し続けていることに触れ、「公共交通を利用しないと存続していくことは難しくなる」「町民が高い危機感を持たなければいけない」と話がありました。

また、通勤、通院や通学などの生活交通として、定期的な利用者を意識したダイヤ編成、町外からの利用者を増やすため、道の駅などを活用した目的地づくりの必要性について提案がありました。

本講演を通じて、改めて公共交通の重要性を理解する機会となりました。

◆花の里こども園年長児が月形当別線に乗車

10月25日に花の里こども園年長児7名が、社会見学に向かうため、札沼線代替バス月形当別線を利用しました。

花の里こども園では毎年、年長児の社会見学会に合わせ、「公共交通に乗る方法や体験すること」を1つの目標にし、路線バス、JRや地下鉄などの公共交通を利用しています。

園児たちは、こども園から体育館前バス停（月形町総合体育館前）まで徒歩で移動。バスが来ると、運転手さんに「お願いします！」と元気に挨拶した後、先生方と一緒にバスに乗車し、社会見学の目的地に向かっていきました。



◆路線バスの年末年始ダイヤについて

年末年始の路線バスダイヤについて、次のとおりお知らせいたします。

バス路線	12月31日、1月2日、1月3日	1月1日
中央バス 岩見沢月形線	岩見沢ターミナルへお問合せください。(☎22・0761)	
月形浦臼線	土日祝日ダイヤ(5便運休)	全便運休
月形当別線	土日祝日ダイヤ(1便・9便運休)	

問合せ先

企画振興課地域振興係 ☎ IP 53・2325 Eメール :chiikishinko@town.tsukigata.hokkaido.jp

地域おこし協力隊の石原絢子による

今日からできる!



花のある暮らし

LESSON⑫

こんにちは。月形町地域おこし協力隊の石原絢子です。こちらのコーナーでは日常で楽しむお花のお手入れ方法や長く楽しむコツなどをご紹介します。

今回はお花の色合わせについて…と思い資料を調べ始めたのですが、思い出した事がありましたので、色についての少しマニアックなお話をご紹介します。色にはすべて、コードがつけられており名前もついています。花の名前が付いているもので私が思い浮かぶのは「紫陽花(あじさい)青(あお)」。コードは #9093E0。柔らかく薄い紫で寒色なのですが暖かさのある色です。

このコードには光三原色の RGB(赤 RED・緑 GREEN・青 BLUE) の内容が表されています。

ちょっと難しいですね。

では、クイズです。# f f f f f f。これは何色でしょう???

答えは「まっしろ」。

光三原色を全て同じ割合でまぜると色の要素の無い真っ白になります。その内容を表すコードが # f f f f f f なのです。以前、婚礼のブーケや装飾を担当した新郎新婦のお二人のご希望が、会場全てをこの # f f f f f f にして欲しいといったものでした。完全な白で埋め尽くしたいと。あの手この手で、当日の会場をまっしろに仕上げ、お迎えしたお二人の笑顔が忘れられません。

次回こそはお花の色合わせについて書いてみようと思います。皆さんも身近なものの色が一体何色なのか、じっくり観察してみてください。楽しいですよ。

12月1日~31日



「消防歳末特別警戒」を実施しています

令和6年度
全国統一防火標語

守りたい 未来があるから 火の用心

年の瀬が迫り、一段と寒さが厳しくなるこの季節は一年の中でもっとも火災が発生しやすくなります。消防月形支署と消防団では、町民の皆さんに火災のない新年を迎えていただくよう「歳末特別警戒」を実施します。



施します。

消防車両での巡回広報を行うとともに、ご家庭でも火の元の点検と既に住宅用火災警報器を設置されているお宅では、大掃除に併せて電池切れなどのご確認をお願いいたします。

問合せ先

月形支署 ☎ 53・2154

Eメール shobo@town.tsukigata.hokkaido.jp